皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、十二月七日午前九時二十八分御出門、障害者週間にちなみ、障害者の雇用の為設立された株式会社マルイキットセンターを御訪問のため、埼玉県戸田市へ行幸啓、正午還幸になった。

官庁報告

官庁事項

厚生労働省防災業務計画の修正について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第１項の規定に基づき、厚生労働省防災業務計画を修正したので、同条第２項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成22年12月９日

厚生労働大臣　細川　律夫

厚生労働省防災業務計画の修正について

一　修正の目的　政府に緊急災害対策本部等が設置された場合の厚生労働省内の体制の強化を図ることを目的に所要の修正を行った。

二　修正年月日　平成22年11月17日（同日施行）

三　修正の要旨　政府に緊急災害対策本部が設置された場合に、厚生労働大臣を長とする厚生労働省災害対策本部を設置する等、所要の規定を整備する。

沖縄総合事務局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成22年12月９日

沖縄総合事務局長　竹澤　正明

道路の種類	路線名	区間
一般国道	329号	沖縄市美里１丁目61番２から同市宮里１丁目130番１までの上下線
一般国道	330号	沖縄市照屋１丁目28番８から同市照屋１丁目117番１までの上下線

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

三重労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、三重県ガラス・同製品製造業最低賃金（平成20年三重労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成22年12月９日

三重労働局長　柳瀬　倫明

第４号中「１時間768円」を「１時間776円」に改める。

三重労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、三重県電線・ケーブル製造業最低賃金（平成20年三重労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成22年12月９日

三重労働局長　柳瀬　倫明

第４号中「１時間788円」を「１時間796円」に改める。

三重労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金（平成20年三重労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成22年12月９日

三重労働局長　柳瀬　倫明

第４号中「１時間785円」を「１時間793円」に改める。

三重労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年三重労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成22年12月９日

三重労働局長　柳瀬　倫明

第４号中「１時間773円」を「１時間781円」に改める。

三重労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，舶用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年三重労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成22年12月９日

三重労働局長　柳瀬　倫明

第４号中「１時間810円」を「１時間818円」に改める。

鹿児島労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、鹿児島県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成20年鹿児島労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成22年12月９日

鹿児島労働局長　今野　丈平

第４号中「１時間668円」を「１時間672円」に改める。

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第二項の規定に基づき、次件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十二年十二月九日

東北経済産業局長　豊國　浩治

一　件名　庄内町申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十三年一月二十日　午後二時から

三　場所　庄内町文化創造館（山形県東田川郡庄内町余目字仲谷地二百八十番地）

四　事案の要旨

１　一般ガス供給約款の変更（購入ガスの価格体系変更及び原料費調整制度導入に伴うガス料金総額原価見直しによる料金改定。）

２　詳細は、東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（宮城県仙台合同庁舎）並びに庄内町（山形県東田川郡庄内町余目字町百三十二番地一）において閲覧に供する。

五　その他

１　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話があるときは電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すること。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すること。）及び職名）及び意見の概要を記載した東北経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「庄内町関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十二年十二月二十七日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述が多数の場合は、東北経済産業局長が述の届出の場合は、東北経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

２　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「庄内町関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十二年十二月二十七日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

３　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

４　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

東北経済産業局長　殿

（ふりがな）
届出者　氏　名

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

庄内町申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

１　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。